

仕様書

1 業務の名称

尼崎市保育士・保育所支援センター（あまのかけはし）Web広告業務等委託

2 目的

本市では、保育士を安定的に確保し、保育所待機児童の解消を図るため、新卒保育士、潜在保育士の就職支援や、人材を求めている尼崎市内の認可保育所・認定こども園・小規模保育事業（以下「保育所等」という。）の雇用支援を行う公共の無料職業紹介事業所「尼崎市保育士・保育所支援センター（以下「支援センター」という。）」を設置している。

より多くの保育士等が、支援センターを利用し尼崎市の保育施設への就職を促進させることを目的に当該Web広告業務等を委託するもの。

3 業務内容

尼崎市及び近隣他都市に居住する保育士等が支援センターの専用ホームページにアクセスすることにより、尼崎市の保育施設や保育士支援事業を知り、興味をもち、働きたいという動機を醸成し、尼崎市の保育施設への就職を促進させるためにWeb広告を実施するとともに、尼崎市が実施する保育士就職フェアの来場者数を増やすための広告（駅広告掲出及びポスター・デザイン作成）を実施する。

(1) Web広告について

Web広告の手法として、yahoo、Google、line、Facebook、X、Instagramなどの内、最も効果的な複数の媒体を用いて、広告バナーを作成、掲載すること。具体的なターゲティング手法や活用媒体については、契約締結後、速やかに市と協議すること。

広告時期は契約締結後から令和9年3月31日の間の任意の期間とし（広告開始時期は概ね令和8年7月頃からを想定）、最も効果的な期間に実施すること。ただし、保育士就職フェア実施前（令和8年7月に開催予定）や支援センターにおいて、相談者や就職者が多い9月頃～10月頃、12月～3月に取組みを強化することとし、具体的な広告時期（取組み強化時期含む）については、契約締結後、速やかに市と協議すること。

(2) 駅広告掲出及びポスター・デザイン作成について

尼崎市保育士就職フェアについて、来場者数を増やすため、尼崎市内（近隣市を含む）の複数の主要駅に就職フェア開催の直前2週間程度を目途に駅広告を掲出するとともに、ポスター・デザイン作成を行うこと。具体的な駅広告手法（掲出する駅や時期及びポスター・デザイン）については、契約締結後、速やかに市と協議すること。

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日

5 提案上限額

3,417,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※広告バナー、駅広告掲出料及びポスターイン料も含む。

下記の(1)、(2)の項目ごとに想定している予算規模を参考に提案すること

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| (1) Web広告 | 3,000千円程度（消費税額及び地方消費税額を含む） |
| (2) 駅広告掲出及びポスターイン作成 | 417千円程度（消費税額及び地方消費税額を含む） |

6 費用に係る要件

本市から事業者に支払う委託料は、本業務に要する一切の費用を業務完了後に支払うものとする。

7 実施条件

- (1) 掲載された広告をクリックすると支援センターのホームページ内のリンクに繋がるように設定すること。具体的なリンク先については、契約締結後、市と協議すること。なお、下記には参考に、支援センターのトップページのリンク先を掲載している。

URL（リンク先）<https://www.ama-hoikushishien.jp/>

- (2) 当該Web広告は、支援センターの認知度向上を図り、支援センターへ相談に来られる方や、市内の保育施設への就職者を増やすことを目的としているため、広告の実施に当たっては、当該目的を踏まえた上で、支援センターのホームページへのアクセス数の増加や、相談予約の促進を目的とした以下の業務を、就職フェア等の実施時期（就職フェアは7月予定）や求職者の活動時期等を踏まえ、市と協議の上実施すること。またWebプロモーションの技術革新は著しいため、適時、Webによるプロモーションに関する助言を行うとともに、費用対効果の優れた組み合わせを流動的に選択して実施すること。

① リスティング広告

「Google」及び「Yahoo!JAPAN」等の検索サイトにホームページのリスティング広告を実施する。

② Web広告

「Google ディスプレイネットワーク」「Yahoo!ディスプレイアドネットワーク」及びSNS等を活用して、Web広告の配信を実施する（広告の種類は、「リターゲティング」「ジオターゲティング」「コンテンツターゲット」等を想定）。

③ SEO対策

支援センターのホームページが検索エンジンの検索結果の上位に表示されるように、SEO対策を行うこと。また、そのために、適切な検索キーワードの検討も行うこと。

- (3) 契約締結から契約期間の満了まで本市の求めに応じ、本市の担当者と打合わせを行うこと。

(4) ホームページのアクセス分析・検証及び改善

- 定期的にアクセス数向上のための課題を検証し、改善に努めること。
- 出稿した広告に関して、アクセス状況を適宜確認・管理し、表示回数やクリック数などの成果が良くない場合は出稿期間中であってもターゲットやバナーの変更等を本市に提案し、変更や再出稿の作業を行うこと。
- 実施した広告結果の検証・分析を行い報告すること。

- ④ 受託業務完了後、業務全体の実施内容、実績及び効果等を含む業務実施報告書を作成し、本市に提出すること。
- (5) 尼崎市保育士就職フェアに向けたポスターのデザイン及び駅広告掲出の実施

8 広告を掲載するサイトの基準

- (1) 次の各号に掲げるサイトへは広告を掲載しないよう配慮すること
 - ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ② 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ③ 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ④ 政治性又は宗教性のあるもの
 - ⑤ 特定の主義主張を目的とするもの
 - ⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、本市が広告を掲載することが適当でないと認められるもの
- (2) (1)に掲げるサイトに広告が掲載されたことが判明した場合は速やかに出稿を停止し、本市に報告すること。

9 留意事項

- (1) 守秘義務
業務受託者は、本業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (2) 個人情報の保護
業務受託者は、本業務委託により知り得た個人情報を本業務の目的以外に使用してはならない。なお、本業務委託の契約期間終了後においても同様とする。
- (3) 損害賠償責任
業務受託者が本業務の実施に際し、尼崎市又は第3者に損害を与えた場合等にあっては、速やかにその損害を賠償しなければならない。
- (4) 損害措置
本業務委託の実施により第三者に与えた損害は、尼崎市に起因するものを除き、全て受託者の責任として対応すること。
- (5) 著作権の取扱い
本業務委託の実施により発生した著作権については、原則、尼崎市に帰属させるものとし、本業務受託者は尼崎市の許可なく本事業の目的以外に使用してはならない。
- (6) 再委託について
主たる業務の再委託は原則として禁止とするが、業務の適正な履行のため業務の一部を再委託する場合は、市と事前に協議した上で必要な事務手続きを行い、承認を得ること。

10 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して本件業務を進めるものとする。

以上